

◎障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律案新旧対照条文

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考（略）		改正案		現行	
障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十一年法律第号）	（略）	法 律	事 務		
障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十一年法律第号）	（略）	（略）	（略）	別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考（略）	別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考（新設）
（略）	（略）	法 律	事 務	（略）	（略）

	改 正 案	現 行
	（教科用拡大図書等の作成のための複製等）	（教科用拡大図書等の作成のための複製）
2	<p>第三十三条の二 教科用図書に掲載された著作物は、視覚障害、発達障害その他の障害により教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するため、当該教科用図書に用いられている文字、図形等の拡大その他の当該児童又は生徒が当該著作物を使用するために必要な方式により複製することができる。</p>	<p>第三十三条の二 教科用図書に掲載された著作物は、弱視の児童又は生徒の学習の用に供するため、当該教科用図書に用いられている文字、図形等を拡大して複製することができる。</p>
3	（略）	（略）
4	<p>障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第号）第五条第一項又は第二項の規定により教科用図書に掲載された著作物に係る電磁的</p>	<p>（新設）</p>

記録（同法第二条第五項に規定する電磁的記録をいう。）の提供を行う者は、その提供のために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができます。

（複製権の制限により作成された複製物の譲渡）

第四十七条の四 第三十二条第一号、第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項若しくは第四項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項若しくは第三十七条规定第一項若しくは第二項、第三十九条第一項、第四十条第一項若しくは第二項、第四十二条、第四十三条第一項、第三十七条第一項若しくは第二項、第三十九条第一項、第四十条第一項、第四十二条第一項若しくは第二項、第四十二条、第四十三条第一項、第四十二条の二、第四十六条又は第四十七条の規定により複製することができる著作物は、これらの規定の適用を受けて作成された複製物（第三十一条第一号、第三十五条第一項、第三十六条第一項又は第四十二条の規定に係る場合にあつては、当該映画の著作物の複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物を含む。以下この条において同じ。）を除く。）の譲渡により公衆に提供することができる。ただし、第三十二条第一号、第三十三条の二第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第四十二条、第四十三条第一項又は第四十二条の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物（第三十一条第一号、第三十五条第一項、第三十六条第一項又は第四十二条の二の規定により複製されるべき著作物の複製物（第三十一条第一号、第三十五条第一項又は第四十二条の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物を除く。）を、第三十二条第一号、第三十五条第一項、第四十二条又は第四十二条の二に定める目的以外の目的のためには第四項、第三十五条第一項、第四十二条、第四十二条又は第四十

（複製権の制限により作成された複製物の譲渡）

第四十七条の四 第三十二条第一号、第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項若しくは第二項、第三十九条第一項、第四十条第一項若しくは第二項、第四十二条、第四十三条第一項、第四十二条の二、第四十六条又は第四十七条の規定により複製することができる著作物は、これらの規定の適用を受けて作成された複製物（第三十一条第一号、第三十五条第一項、第三十六条第一項又は第四十二条の規定に係る場合にあつては、当該映画の著作物の複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物を含む。以下この条において同じ。）を除く。）の譲渡により公衆に提供することができる。ただし、第三十二条第一号、第三十三条の二第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第四十二条、第四十三条第一項又は第四十二条の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物（第三十一条第一号、第三十五条第一項、第三十六条第一項又は第四十二条の二の規定により複製されるべき著作物の複製物（第三十一条第一号、第三十五条第一項又は第四十二条の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物を除く。）を、第三十二条第一号、第三十五条第一項、第四十二条又は第四十二条の二に定める目的以外の目的のためには第四項、第三十五条第一項、第四十二条、第四十二条又は第四十

二条の二に定める目的以外の目的のために公衆に譲渡する場合は、この限りでない。

公衆に譲渡する場合は、この限りでない。

(複製物の目的外使用等)

第四十九条 次に掲げる者は、第二十一条の複製を行つたものとみなす。

一 第三十条第一項、第三十一条第一号、第三十三条の二第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第四十一条から第四十二条の二まで又は第四十四条第一項若しくは第二項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受け作成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物を公衆に提示した者

2
(略)

(複製物の目的外使用等)

第四十九条 次に掲げる者は、第二十一条の複製を行つたものとみなす。

一 第三十条第一項、第三十一条第一号、第三十三条の二第一項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第四十一条から第四十二条の二まで又は第四十四条第一項若しくは第二項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物を公衆に提示した者

2
(略)